

# 大垣市家庭系ごみ有料化計画

令和 4 年 3 月

大 垣 市

# 目 次

1	はじめに .....	1
2	ごみ処理の現状と課題 .....	2
3	ごみのリサイクルの現状と課題 .....	6
4	循環型社会の実現に向けて .....	9
5	一般廃棄物処理基本計画改定に係るアンケート調査結果の概要 ..	14
6	一般廃棄物処理基本計画の概要 .....	20
7	ごみ処理のあり方 .....	26
8	有料化の導入方策 .....	29
9	おわりに .....	44

## 1 はじめに

私たちは、大量生産、大量消費の経済活動から、大量廃棄型の社会を形成し、物質的な豊かさや利便性を手に入れてきました。

その一方で、環境負荷の増大や天然資源の枯渇、地球温暖化など、人類の存続基盤に関わる地球規模での環境問題に直面しています。

このため、国では、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを推進するため、平成30年6月に、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、SDGs（持続可能な開発目標）やプラスチック・スマート（世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けたキャンペーン）等により、循環型社会の形成を推進しています。

こうした中、本市では、平成6年7月から無料可燃ごみ処理券方式を開始し、5分別（もえるごみ、もえないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源ごみ）による収集、運搬、処理等を行っており、令和3年3月には、大垣市一般廃棄物処理基本計画を改定し、ごみの排出抑制の向上や資源化の推進に努めています。

本市のごみの排出量については、平成18年3月の1市2町の合併後に増加しましたが、平成24年4月に大垣市リサイクルセンターが稼働し、プラスチック製容器包装の分別収集が実現したことなどにより、ごみの減量化や資源化が進みました。

しかしながら、近年は、人口が減少傾向にある中、ごみの排出量は増加傾向にあるなど、ごみ減量化を推進するにあたって、難しい状況になってきています。

また、令和3年9月には大垣市行政改革推進審議会から「ごみ処理券制度推進事業の見直し」についての提言をいただきました。

については、本市のごみ減量化に対する効果的な取り組みとして、家庭系ごみの有料化を推進するため、その方向性や具体的な内容をまとめた「大垣市家庭系ごみ有料化計画」を策定します。

## 2 ごみ処理の現状と課題

### (1) ごみ処理の現状

本市では、5つの項目に分別して、直営と委託により収集、運搬を実施しています。

主に、家庭から排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）の処理を基本としながら、家庭系ごみの処理に支障がない範囲で、事業所等から排出されるごみ（以下「事業系ごみ」という。）等を処理しています。

#### 〔分別項目と収集運搬体制〕

項目	収集形態	収集頻度	収集方法
① もえるごみ	直営、委託	週2回	ステーション
② もえないごみ		月1回	
③ 大型ごみ	直営	予約制	戸別回収
④ 有害ごみ	直営、委託	月1回	ステーション
⑤ 資源ごみ			
1) ビン	直営、委託	月1回	ステーション
2) カン	委託		
3) ペットボトル	委託		
4) プラスチック製容器包装	直営、委託	月2回	
5) 古紙類	直営	随時	ステーション 拠点回収
6) 小型家電	直営		
7) 廃食用油	委託		

## (2) ごみの排出量

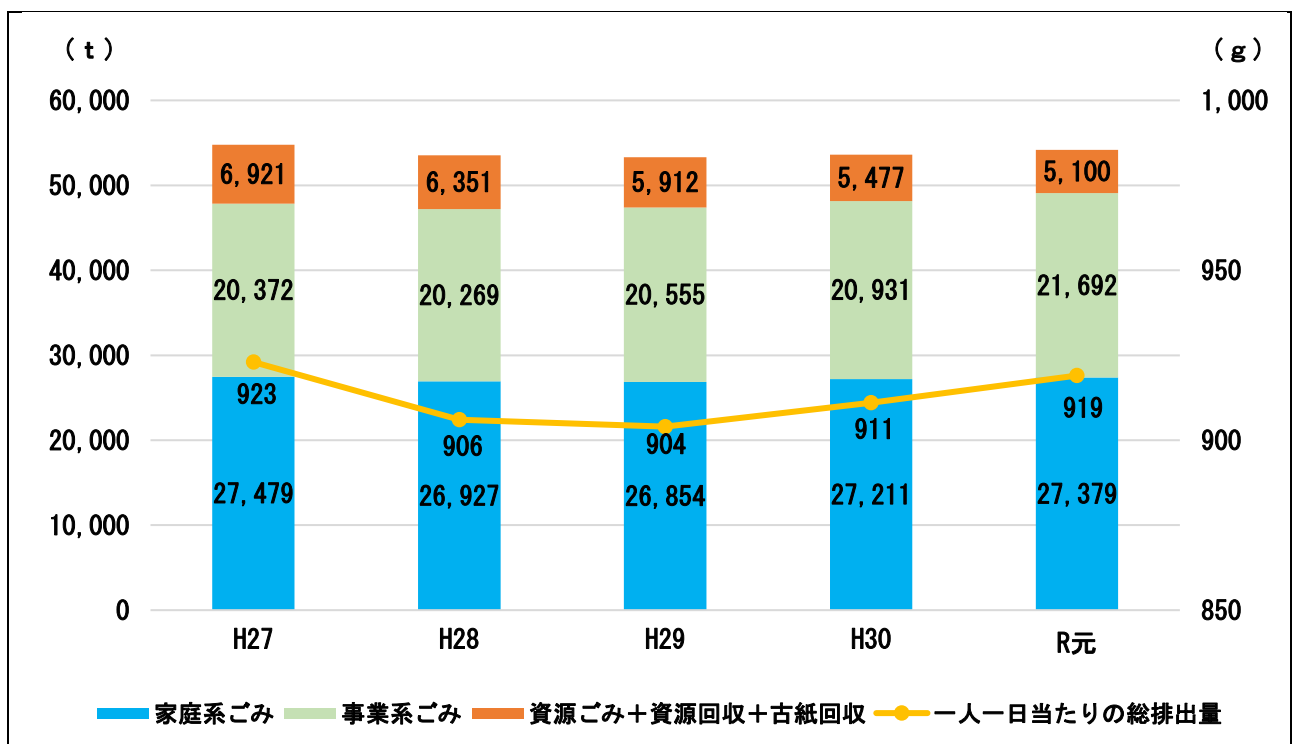
ごみの排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみともに、増加傾向にあります。

### 〔ごみの排出量〕

(単位：人、t、g)

年度	人口	ごみ総排出量	家庭系ごみ	事業系ごみ	資源ごみ+資源回収+古紙回収	一人一日当たりの総排出量
平成27年度	162,157	54,772	27,479	20,372	6,921	923
平成28年度	161,992	53,547	26,927	20,269	6,351	906
平成29年度	161,628	53,321	26,854	20,555	5,912	904
平成30年度	161,308	53,619	27,211	20,931	5,477	911
令和元年度	161,123	54,171	27,379	21,692	5,100	919

### 〔ごみの排出量の推移〕



### (3) ごみの処理費用

施設管理費は、各種法令に基づく点検項目等により年度ごとに変動しますが、全般的にごみの処理費用は、増加傾向にあります。

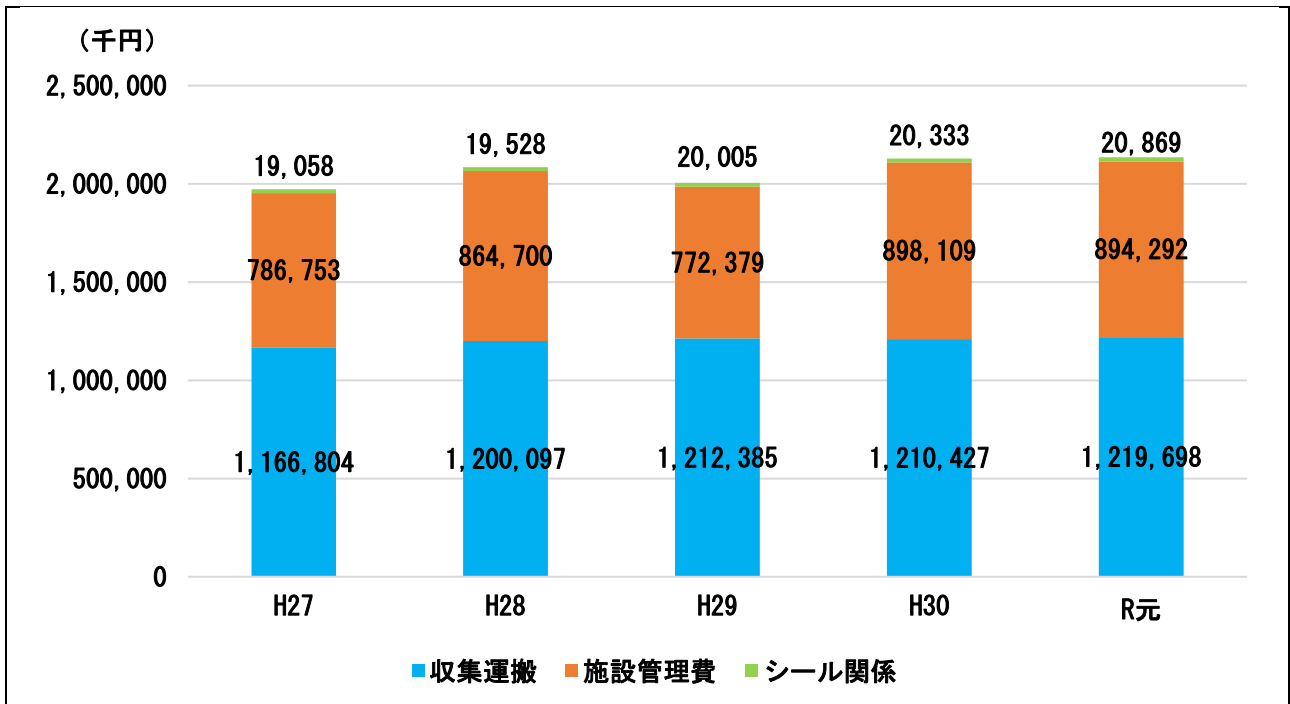
#### 〔ごみの処理費用〕

(単位：千円)

年度	収集運搬費	施設管理費	シール関係	合計
平成27年度	1,166,804	786,753	19,058	1,972,615
平成28年度	1,200,097	864,700	19,528	2,084,325
平成29年度	1,212,385	772,379	20,005	2,004,769
平成30年度	1,210,427	898,109	20,333	2,128,869
令和元年度	1,219,698	894,292	20,869	2,134,859

※ 西濃環境整備組合、西南濃粗大廃棄物処理組合の負担金は、収集運搬費に算入。  
不法投棄事業、上石津最終処分場やリサイクル推進関係事業を除く。

#### 〔ごみの処理費用の推移〕



## (4) ごみ減量化の課題

### ① 不十分な発生抑制の動機づけ

現状の5分別で排出されたごみを基本的に無料で処理するシステムでは、市民にとって節水や省エネのような家計への直接的なメリットがなく、無料ごみシールの規定枚数内に留めていれば減量化に努めているとの意識が働き、さらなる減量化に取り組む動機づけが弱く、減量化の意識はあっても一定以上の行動を続けることが難しいと考えられます。

### ② 不公平なごみ処理費の負担

ごみ処理には、多額の費用がかかり、一定量まで無料ということは、税金で賄うことになり、一律の負担となります。

このため、ごみを多く排出する人とそうでない人では、排出するごみ量当たりの処理費の負担が公平でないと考えられます。

ともすると、無料ならば、減量化のための労力を省き、そのまま排出したほうが得であるとの考えに至るおそれもあります。

現在の無料可燃ごみ処理券方式においても、世帯当たりの配布枚数の設定について、多くの疑問や批判が寄せられています。

### ③ さらなるごみ分別の難しさ

ごみの減量化に効果的な施策として、分別項目の細分化が考えられ、生ごみや草木、プラスチックなどがあげられます。

しかしながら、それぞれ資源化する施設や工程が異なることから、現状の体制のまま受け入れることは難しく、労力や費用など多くの課題があります。

### ④ 無料可燃ごみ処理券方式の限界

平成6年7月に開始した無料可燃ごみ処理券方式は、ごみの減量化に一定の効果がありました。

しかしながら、長い年月の中で、市民の意識に「ごみ処理は無料である」と定着してしまい、ごみ処理には多額の費用が必要であることが忘れられているだけでなく、「無料ごみシールが足りないので増やしてほしい」などの要望が寄せられるようになってきています。

### 3 ごみのリサイクルの現状と課題

#### (1) ごみのリサイクルの現状

本市では、ごみのリサイクル（減量化や資源化）を推進するため、普及啓発活動を継続的に実施しています。

市内各地での出前講座の実施をはじめ、堆肥化推進のための支援策など、市民が自主的にごみの減量化に取り組むため、意識の高揚を図っています。

#### 〔ごみの減量化、資源化の主な取り組み〕

項目	主な取り組み
減量化施策	① イベント等での啓発 ② 出前講座での啓発、周知 ③ 見学など学校支援 ④ 分別支援（指導） ※ 現場や個別にて ⑤ 無料可燃ごみ処理券方式の運営 ⑥ 事業所からの廃棄物減量計画書の提出
資源化施策	① ダンボールコンポストに対する支援 ② 廃食油の拠点回収 ③ 食物残渣の回収及び堆肥化 ④ リサイクルセンターでの資源化 ⑤ プラスチック製容器包装の回収、資源化 ⑥ 紙資源の分別収集支援、拠点回収 ⑦ 草木等の堆肥化



## (2) ごみのリサイクル量

本市のごみのリサイクル量は、減少傾向にあります。

特に、資源回収分では、民間のリサイクルボックスが普及し、そちらに流出していると考えられます。

### 〔資源ごみの収集量と資源回収量〕

(単位：t)

年度	資源ごみ (収集)	資源回収	合計
平成27年度	2,165.4	4,782.5	6,947.9
平成28年度	2,068.5	4,283.3	6,351.8
平成29年度	2,014.1	3,898.3	5,912.4
平成30年度	2,022.5	3,454.2	5,476.7
令和元年度	1,978.9	3,120.9	5,099.8

## (3) リサイクル事業の収支状況

リサイクル事業の収支状況は、以下のとおりです。

海外での使用済みプラスチックの輸入規制など、資源物の市場価格が不安定であることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、収支状況は芳しくありません。

### 〔リサイクル事業の収支状況〕

(単位：千円)

年度	収入額	支出額	収支状況
平成27年度	17,386	41,722	-24,336
平成28年度	12,482	38,756	-26,274
平成29年度	23,749	28,716	-4,967
平成30年度	18,478	27,466	-8,988
令和元年度	19,553	25,137	-5,584

#### (4) ごみのリサイクルの課題

ごみ処理において、リサイクルは非常に重要ですが、すべてのごみがリサイクルできるわけではありません。

また、リサイクルには、多額のコストと大量のエネルギーを必要とするため、優先的に実施するものを選定するなどの対応が求められます。

## 4 循環型社会の実現に向けて

### (1) 4 Rの推進

循環型社会を構築するために今求められているのは、市民一人ひとりによる4 Rの推進です。

本市では、リデュース（減らす）、リフューズ（断る）、リユース（再使用）、リサイクル（再生）の4 Rを積極的に推進しています。

これまで以上に、今のライフスタイルを見直し、さらに4 Rを推進していく必要があります。

### (2) 排出者責任の明確化

今後も4 Rを推進し、発生し続けるごみを適正に処理、リサイクルするためには、排出者責任を明確にする必要があります。

すべての「もの」は、廃棄物として作られているわけではありません。

排出する人の手を介して「廃棄物」となることを考えると、排出者責任を明確にすることがごみの発生抑制につながると考えられます。

### (3) ごみ排出量の状況

一人一日当たりのごみ排出量の状況は、以下のとおりです。

本市の状況は、全国平均より少なく、県平均より多くなっています。

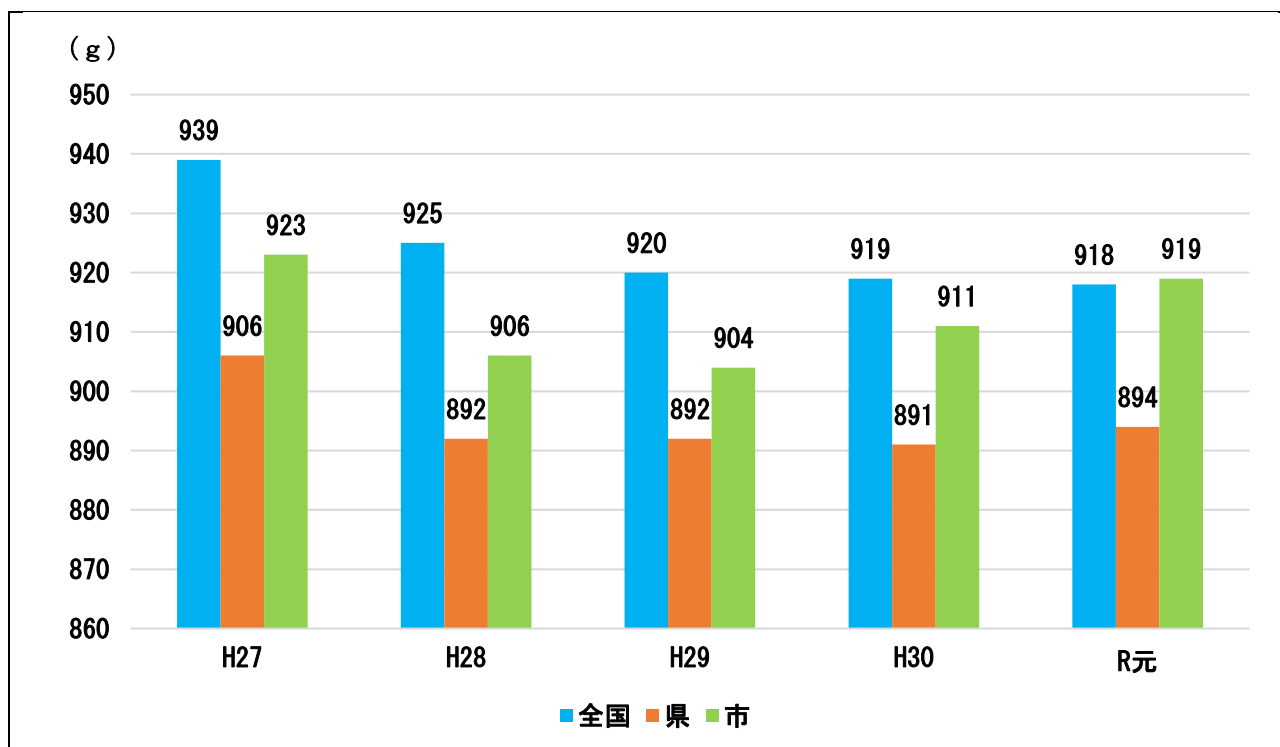
#### 〔一人一日当たりのごみ排出量〕

(単位：g)

年度	全国	県	市
平成27年度	939	906	923
平成28年度	925	892	906
平成29年度	920	892	904
平成30年度	919	891	911
令和元年度	918	894	919

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

#### 〔一人一日当たりのごみ排出量の推移〕



#### (4) ごみ処理の有料化の状況

全国及び県内のごみ処理の有料化の状況は、以下のとおりです。

全国では、63.6%の市区町村が有料化を実施しており、県内では、有料のごみ袋方式を90.4%の市町村が導入しています。

##### 〔全国の有料化の状況〕

区分	市町村数	有料化実施市町村数	有料化実施率 (%)
市区町村	1,741	1,108	63.6%
市区	815	471	57.8%
町村	926	637	68.8%

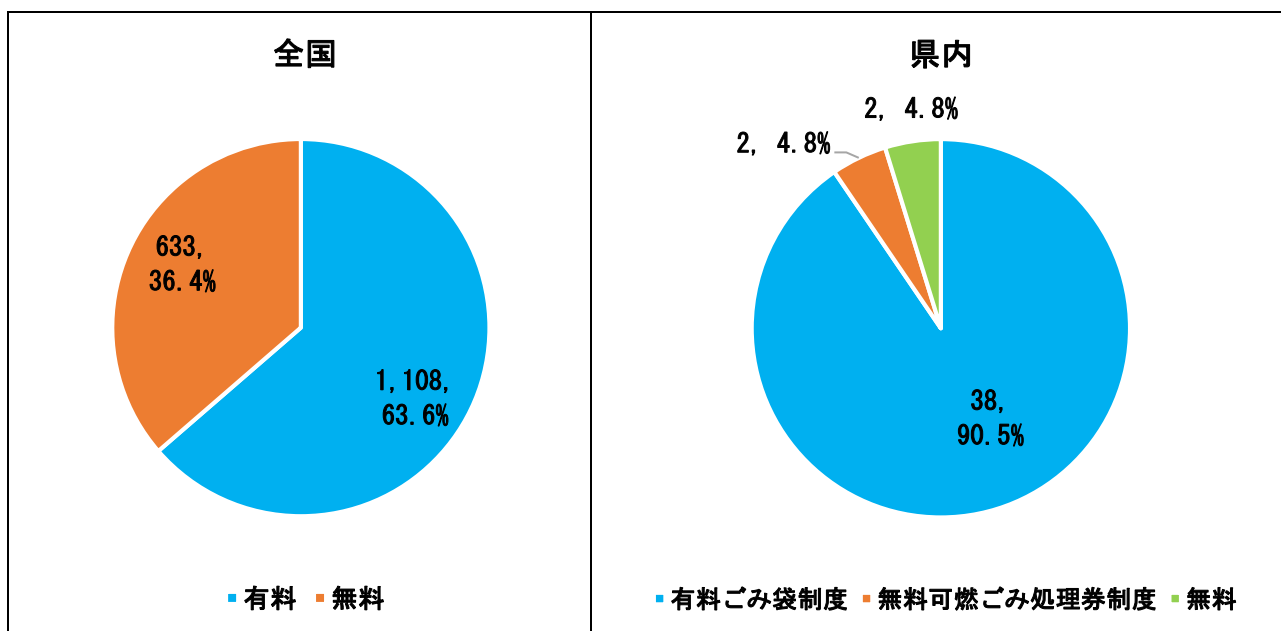
出典：山谷修作（元東洋大学経済学部教授）ホームページ

##### 〔県内の有料化の状況〕

区分	市町村数	有料化実施率
市町村	42	—
有料のごみ袋方式	38	90.4%
無料のごみ処理券方式（超過分有料）	2	4.8%
無料	2	4.8%

- ※ 38市町村が有料のごみ袋方式  
 2市が無料のごみ処理券方式（大垣市、高山市）  
 2市が無料（岐阜市、岐南町）

〔全国と県内の有料化の状況〕



〔県内市町村の有料化の状況〕

(令和3年4月現在)

市町村名	もえるごみ			もえないごみ		
	大袋	中袋	小袋	大袋	中袋	小袋
西濃圏域						
大垣市	無料可燃ごみ処理券 (超過分有料)			—	—	—
海津市	40円	30円	20円	40円	—	20円
養老町	40円	—	20円	40円	—	20円
垂井町	50円	—	30円	—	—	—
関ヶ原町	40円	—	20円	40円	—	20円
神戸町	50円	—	30円	—	—	—
輪之内町	50円	—	30円	50円	—	30円
安八町	50円	—	30円	—	—	—
揖斐川町	50円	—	30円	—	—	—
大野町	50円	40円	30円	500円	—	—
池田町	50円	40円	30円	—	—	—
岐阜圏域						
岐阜市	無料 (袋の指定なし)			—	—	—
羽島市	50～60円	30～45円	15～25円	200～250円	—	90～150円
各務原市	17～20円	8～11円	4～8.5円	—	—	—
山県市	50円	—	35円	400円	—	—

市町村名	もえるごみ			もえないごみ		
	大袋	中袋	小袋	大袋	中袋	小袋
瑞穂市	50円	—	30円	200円	—	—
本巣市	50円	40円	30円	400円	—	—
岐南町	無料（指定袋代別途）			—	—	—
笠松町	50円	—	30円	200円	—	—
北方町	50円	40円	30円	—	—	—
中濃圏域						
関市	50円	30円	20円	100円	—	40円
美濃市	50円	30円	20円	100円	60円	—
美濃加茂市	30円	—	20円	30円	—	20円
可児市	31円	26円	13円	31円	—	21円
郡上市	53円	37円	26円	—	—	—
坂祝町	40円	—	30円	40円	—	30円
富加町	30円	—	20円	30円	—	20円
川辺町	50円	—	30円	50円	—	30円
七宗町	70円	—	40円	70円	—	40円
八百津町	80円	—	50円	80円	—	50円
白川町	100円	—	50円	100円	—	50円
東白川村	80円	—	40円	—	50円	—
御嵩町	70円	45円	35円	70円	—	35円
東濃圏域						
多治見市	52円	34.7円	20.8円	52円	34.7円	20.8円
中津川市	45円	30円	18円	45円	30円	18円
瑞浪市	37円	—	22.5円	43円	—	25.8円
恵那市	33円	26.4円	22円	33円	—	22円
土岐市	45円	35円	15円	45円	35円	15円
飛騨圏域						
高山市	無料可燃ごみ処理券（超過分有料）			—	—	—
飛騨市	52円	26円	13円	—	—	—
下呂市	65円	—	40円	65円	—	—
白川村	63円	—	46円	—	—	—

※ 指定袋の料金は、大袋（45ℓ）を基準とするが、大・中・小の容量は市町村で異なります。（袋の目安は、大：40～45ℓ、中：20～30ℓ、小：10～20ℓ）

## 5 一般廃棄物処理基本計画改定に係るアンケート調査結果の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、令和2年度に大垣市一般廃棄物処理基本計画を改定するにあたり、ゴミの減量化やリサイクル推進などの状況を把握し、基礎資料とするため、市民や事業所に対して実施しました。

### (2) 生活ごみに関する市民アンケート調査結果の概要

- ① 対象者数 1,200人
- ② 調査対象 大垣市内在住の男女
- ③ 抽出方法 無作為抽出
- ④ 調査方法 郵送配付・郵送返送・インターネットによる無記名アンケート方式
- ⑤ 調査期間 令和2年7月13日（月）～7月31日（金）
- ⑥ 回収結果 620人（回収率：51.7%）
- ⑦ 調査結果の要約

#### 1) ごみの分別や減量についての意識（問7）

ごみの分別や減量についての意識では、「意識している」（67.7%）、「やや意識している」（25.6%）、「あまり意識していない」（4.4%）となっています。

「意識している」と「やや意識している」と答えた人を合計した93.3%の人が、ごみの分別や減量についての意識を持っています。

#### 2) ごみの分別で悩まれた品目（問8）

ごみの分別で悩まれた品目では、「かばんや靴」（231人）、「プラスチック製品」（231人）、「じゅうたん」（196人）、「CD、DVD」（143人）となっています。



### 3) 分別で悩んだ時の解消方法（問9）

分別で悩んだ時の解消方法では、「ごみ分別パンフレットで確認した」（59.2%）、「クリーンセンターに電話した」（15.2%）、「知人に尋ねた」（12.6%）となっています。

### 4) ごみシールの使用状況（問10）

ごみシールの使用状況では、「余った」（52.4%）、「不足した」（42.4%）、「使用しなかった」（1.9%）となっています。

#### 4)-1 余った枚数

余った枚数では、「10枚」（22.5%）、「5枚」（21.2%）、「20枚以上」（11.1%）となっています。

#### 4)-2 不足した枚数

不足した枚数では、「10枚」（32.3%）、「20枚以上」（16.3%）、「5枚」（14.8%）となっています。

### 5) クリーンセンターへの直接持ち込み状況（問11）

クリーンセンターへの直接持ち込み状況では、「持ち込みしたことがない」（39.2%）、「過去に持ち込みをした」（33.2%）、「年1回程度」（10.8%）となっています。

### 6) クリーンセンターに持ち込んだ品目（問12）

クリーンセンターに持ち込んだ品目では、「ふとん・カーペット」（264人）、「小型家電」（80人）、「その他」（73人）となっています。

### 7) クリーンセンターに持ち込んだ理由（問13）

クリーンセンターに持ち込んだ理由では、「大掃除や片付け」（183人）、「大きすぎるから」（152人）、「量が多いから」（114人）となっています。

#### 8) 4 Rの認知度 (問14)

4 Rの認知度では、「わからない」(48.4%)、「3 Rは知っている」(23.2%)、「聞いたことがある」(20.2%)となっています。

#### 9) ごみを減らす (Reduce) ための行動 (問15)

ごみを減らすための行動では、「マイバック・マイボトル等を使用する」(474人)、「詰め替え商品を選ぶ」(400人)、「分別を徹底する」(381人)となっています。

#### 10) 再利用 (Reuse) の取り組み (問16)

再利用の取り組みでは、「修理して長く使う」(330人)、「リサイクルショップの活用」(192人)、「フリーマーケット (インターネット) 等の活用」(96人)となっています。

#### 11) ごみ減量の必要性 (問17)

ごみ減量の必要性では、「必要だと思う」(79.7%)、「やや必要だと思う」(14.8%)、「わからない」(1.6%)となっています。

「必要だと思う」と「やや必要だと思う」と答えた人を合計した94.5%の人が、ごみ減量の必要性を感じています。

#### 12) ごみ減量のための取り組み (問18)

ごみ減量のための取り組みでは、「食品ロスを減らす」(447人)、「ごみの分別を徹底する (資源をごみにしない)」(371人)、「レジ袋を断る」(227人)となっています。

#### 13) 市の取り組みの認知度 (問19)

市の取り組みの認知度では、「小型家電の回収 (持込みのみ)」(196人)、「ダンボールコンポストの購入助成」(192人)、「生ごみ処理機の購入助成」(184人)となっています。

#### 14) ごみ収集の満足度（問20）

ごみ収集の満足度では、「満足している」（41.5%）、「やや満足している」（35.0%）、「やや不満である」（13.5%）となっています。

「満足している」と「やや満足している」と答えた人を合計した76.5%の人が、ごみ収集についての満足度が高くなっています。

#### 15) ごみ減量や処理の取り組みの満足度（問21）

ごみ減量や処理の取り組みの満足度では、「やや満足している」（43.4%）、「満足している」（23.2%）、「わからない」（20.6%）となっています。

「やや満足している」と「満足している」と答えた人を合計した66.6%の人が、ごみ減量や処理の取り組みについての満足度が高くなっています。

#### 16) ごみ減量や処理に関する情報提供の満足度（問23）

ごみ減量や処理に関する情報提供の満足度では、「やや満足している」（38.5%）、「わからない」（24.2%）、「満足している」（19.4%）となっています。

「やや満足している」と「満足している」と答えた人を合計した57.9%の人が、ごみ減量や処理に関する情報提供についての満足度が高くなっています。

### (3) 事業系ごみに関する事業所アンケート調査結果の概要

- ① 対象者数 350事業所
- ② 調査対象 市内の事業所
- ③ 抽出方法 無作為抽出
- ④ 調査方法 郵送配付・郵送返送・インターネットによる無記名アンケート方式
- ⑤ 調査期間 令和2年7月13日（月）～7月31日（金）
- ⑥ 回収結果 191事業所（回収率：54.6%）
- ⑦ 調査結果の要約

#### 1) 廃棄物管理責任者の設置（問5）

廃棄物管理責任者の設置では、「置いていない」（60.2%）、「置いている」（37.2%）となっています。

#### 2) ごみ問題への関心（問6）

ごみ問題への関心では、「関心がある」（42.9%）、「やや関心がある」（42.9%）、「あまり関心がない」（8.4%）、「わからない」（3.7%）となっています。

「関心がある」と「やや関心がある」と答えた事業所を合計した85.8%の事業所が、ごみ問題への関心を示しています。

#### 3) 関心の高いごみ問題（問7）

関心の高いごみ問題では、「ごみの減量」（104事業所）、「リサイクルの推進」（84事業所）、「プラスチックごみ」（55事業所）となっています。

#### 4) ごみ減量への意識（問8）

ごみ減量への意識では、「必要だと思う」（74.9%）、「やや必要だと思う」（12.6%）、「あまり必要だと思わない」（1.0%）、「わからない」（1.0%）となっています。

「必要だと思う」と「やや必要だと思う」と答えた事業所を合計した87.5%の事業所が、ごみ減量への意識を持っています。

5) **ごみ減量の取り組み（問10）**

ごみ減量の取り組みでは、「ペーパーレスなどの推進」（85事業所）、「排出者が持ち帰る（返却する）」（39事業所）、「使い切り、食べ切り」（34事業所）となっています。

6) **ごみ減量化・リサイクルの問題点（問11）**

ごみ減量化・リサイクルの問題点では、「ごみの減量化、リサイクル推進に手間がかかる」（59事業所）、「特に問題はない」（48事業所）、「ごみの減量化、リサイクル推進の方法がわからない」（35事業所）となっています。

7) **知りたい情報（問12）**

知りたい情報では、「ごみの減量やリサイクルを進めるための情報」（80事業所）、「収集業者や処理業者に関する情報」（52事業所）、「ごみの分け方や出し方に関する情報」（46事業所）となっています。

8) **行政に期待すること（問13）**

行政に期待することでは、「ごみの減量化、リサイクル事例の紹介」（82事業所）、「事業系ごみの処理手数料の適正化」（47事業所）、「ごみの減量化、リサイクルの啓発指導」（44事業所）となっています。

## 6 一般廃棄物処理基本計画の概要

### (1) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

### (2) 基本理念

廃棄物処理体制の充実やごみ排出の抑制とリサイクル推進、生活排水対策の推進により、ごみが少なく、資源が効率よく循環された、環境にやさしいまち

### (3) 基本方針

- ① 減量化の推進
- ② 資源化の推進
- ③ 廃棄物の適正処理

### (4) 計画の視点

- ① 4 Rの推進
- ② 市民・事業者との協働
- ③ 安定した施設運営と整備
- ④ 伝わる啓発事業
- ⑤ 適正な処理体制

## (5) 基本目標

目標指標名	基準年	基準値	目標値 (令和7年)
① 一人一日当たりのごみ総排出量 (g)	令和元年度	919	910
② 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 (g)	令和元年度	464	459
③ 事業系ごみ排出量 (t)	令和元年度	21,805	21,493
④ 最終処分量 (t)	令和元年度	3,000以下	3,000以下
⑤ 生活排水処理率 (%)	令和元年度	88.3	94.7

## (6) 具体的な取り組み

## ① 減量化・資源化推進

施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
1) 環境イベントやメディア等を利用して4Rを普及啓発します。また、広く啓発する方法等について検討します。	   	○	○	 
2) 小中学校と連携して、ごみに関する環境学習の場を提供します。	   	—	—	
3) 出前講座等を継続的に開催します。	   	○	△	 
4) 家庭から排出されるもえるごみの中に多く含まれている「雑がみ」の資源化に努めます。	   	○	△	 










施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
5) 資源分別回収の奨励、ダンボールコンポストや生ごみ処理機等の購入を補助します。	   	○	○	4R 
6) 剪定枝粉碎機貸出事業を、継続的に実施します。	   	○	—	4R 
7) 奨励金や報償金制度の見直しを検討します。	   	○	—	
8) 事業者から提出された「一般廃棄物減量計画書」や「一般ごみ排出調査票」を精査し、継続的にごみ減量化、資源化や適正処理の指導を実施します。	   	—	○	 
9) 主に市施設から回収している廃食用油の再生利用事業を継続実施するとともに、一般家庭の廃食用油の回収を検討します。	   	○	○	4R 
10) 草木の資源化方法について、調査・研究を行います。	   	—	○	4R 
11) 地域事務所等で実施している資源ごみの拠点回収について、継続します。	   	○	○	4R 
12) 家庭から排出されるもえるごみの、ごみ質を分析し、資源化など適正処理を啓発します。	   	○	—	 












施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
13) 食品ロス削減のため、県等の食べ切りネット運動と協力し啓発していきます	   	○	○	4R 伝
14) 窓口書類の申請や大型ごみの予約システムを構築し、ペーパーレス化を推進します	   	○	—	4R 協
15) 生ごみのもうひと搾り運動を啓発します。	   	○	○	協 伝

※ 4R: 4Rの推進、協: 市民・事業者との協働、安: 安定した施設運営と整備、  
伝: 伝わる啓発事業、適: 適正な処理体制

## ② 廃棄物の適正処理

施策の概要	SDG s の 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
1) ごみ処理制度の見直しを進めます。	   	○	○	適
2) クリーンセンターに搬入される事業系もえるごみの適正な処理手数料について調査・研究します。	   	—	○	適
3) 許可業者が搬入する事業系ごみを確認する展開検査を行い、不適切な排出事業者には個別指導を実施します。	  	—	○	協 適

施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
4) 事業系ごみのガイドラインを事業所指導時に配布し、活用します。	  	—	○	協 適
5) 上石津一般廃棄物最終処分場の「がれき類」受け入れについて、産業廃棄物等の不適正搬入防止策を継続します。	   	○	○	協 適
6) 収集運搬経路の確認、交通法規の順守など安全に配慮し、収集運搬体制の効率化に向け研究します。	   	○	○	安 適
7) 計画的かつ効果的な修繕や更新を実施することで、クリーンセンターの長寿命化を図ります。	   	○	○	安
8) 一般廃棄物最終処分場（荒川町）の延命化を図るため、引き続き焼却残渣の資源化等を推進し、埋立処分量の減量に努めるとともに、新たな最終処分場の設置に向けた検討を進めます。	  	○	○	4R 安
9) 衛生パトロールについて、不法投棄を抑制するため継続的にパトロールを実施します。	   	○	—	安 適
10) ごみステーションでの金属類等の資源物を持ち去る行為について、地域住民と協力して対応します。	  	○	—	安 適

施策の概要	SDGsの 関連目標	協働対象		主な 視点
		市民	事業者	
11) ごみステーションへの排出が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象にした収集体制を検討します。	  	○	—	協
12) 環境負荷の低減を図るため、引き続きごみ発電等によるエネルギーの有効利用を推進します。	   	—	—	安 適
13) 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集運搬体制や処理体制の整備に努めます。	 	○	○	安 適

## 7 ごみ処理のあり方

### (1) 排出者責任と受益者負担

家庭から排出される一般廃棄物の処理は、行政の責任です。

しかしながら、排出者の理解と協力がなければ、ごみの減量化は成しえません。

本来ならば、製品価格に再商品化（処理）費用が含まれていることが最も適切と考えられますが、制度として難しいため、行政と排出者とで、そのコストを負担する仕組みが有効な手段であるといえます。

### (2) ごみ処理のあり方

これからのごみの減量化を進めるためには、排出者責任を明確にする必要があります。

排出者の責任を明確にするということは、すべての排出されたごみは、排出者が一定割合コストを負担し、再商品化を第一に考えた処理工程の中で、やむを得ず廃棄する仕組みであることが望ましいといえます。

数千種類もの製品数に様々な新素材や、多様な生活様式と一般廃棄物の概念が幅広くなっている現在において、行政が廃棄物を処理する仕組みの見直しが必要になってきています。

国や県のごみ処理の有料化に対する考え方やごみ処理の有料化に係る効果と課題は、以下のとおりです。

#### 〔国や県のごみ処理の有料化に対する考え方〕

区分	内容
国	市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」として有料化の手引きを作成し、市町村に有料化を促しています。
県	排出抑制やリサイクル促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進することを県の廃棄物処理計画に明記しています。

## 〔ごみ処理の有料化に係る効果と課題〕

区分	項目	内容
効果	ごみの減量化、資源化の推進	排出者が費用負担することにより経済的動機づけが働き、ごみの減量化、資源化への意識が働きます。
	負担の公平化	ごみを多く出す人の負担は大きく、減量に努める人の負担は小さくなるため公平であるといえます。
	ごみ処理費用の削減	ごみ減量化の意識が働き、ごみ処理に係る市費を削減できます。
	市民意識の高揚	4 R の啓発を同時に行い、市民と行政が一緒に実施することにより、ごみ減量への意識の高揚が図られます。
課題	市民の理解	なぜ有料化なのか、有料化後どうするのか、目的や今後の展望を丁寧に伝える必要があります。
	収入の明確化	手数料として、収入はいくら増えるのか、使用用途は何かを示す必要があります。
	サービスの拡充	有料化による収入増に伴い、要望の多い収集日の増加や休日の施設開放等の市民サービスの拡充を検討する必要があります。
	小規模事業者への配慮	小規模（個人）事業者は、ごみステーションの利用について、自治会等の管理者の承認を得る必要があります。 ※ 紙ごみなどの事業系一般廃棄物は、自治会などの管理者の承諾を得て、ごみステーションに排出されることがあります。

### (3) 他都市の事例

環境省の調査によると、近年、無料のごみ処理券方式から有料のごみ袋方式に移行した3市町（広島県三原市、大阪府岸和田市及び岐阜県北方町）では、3市町とも移行前と比較して、ごみの減量化が進んでおり、5年目までに最大-12.3%、平均-7.8%の減量効果がありました。

このことから、無料のごみ処理券方式から有料のごみ袋方式に移行した場合に、十分なごみの減量効果が期待できます。

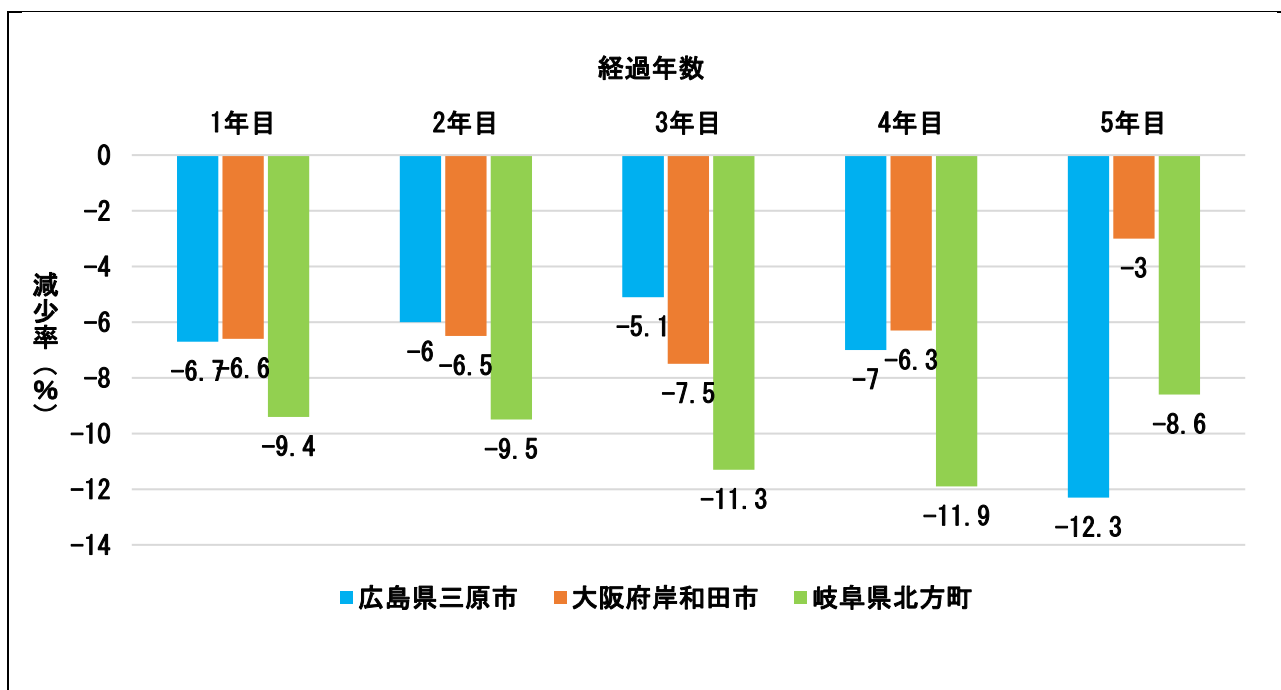
#### 〔無料のごみ処理券方式から有料のごみ袋方式に移行した市町のごみ減量化の状況〕

(単位：%)

市町名	導入年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
広島県三原市	H25.4	-6.7	-6.0	-5.1	-7.0	-12.3
大阪府岸和田市	H22.4	-6.6	-6.5	-7.5	-6.3	-3.0
岐阜県北方町	H26.4	-9.4	-9.5	-11.3	-11.9	-8.6

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

#### 〔無料のごみ処理券方式から有料のごみ袋方式に移行した市町のごみ減量化の推移〕



## 8 有料化の導入方策

### (1) 県内の有料化の状況

ごみ処理の有料化を実施する場合には、ごみの量の増加と減量予測などに排出者責任を明確にする視点から、すべての廃棄物を対象に検討する必要があります。

しかしながら、県内市町村のごみ処理の有料化の状況では、「もえるごみ」と「もえないごみ」の有料化は進んでいるものの、資源ごみについては、まだまだ導入が進んでいないのが現状です。

#### 〔県内の有料化の状況（市町村数）〕

項目	有料	無料
① もえるごみ	40	2
② もえないごみ	28	14
③ 資源ごみ	—	—
1) ビン、カン	10	32
2) ペットボトル	1	41
3) プラスチック製容器包装	8	34

## (2) 課題と対応策

### ① もえるごみ

課題	対応案
自治会へのシール回収報償金分の減収	制度の変更に伴い、自治会へのシール回収報償金が廃止になることを十分説明します。
有料可燃ごみ処理券の利用	有料可燃ごみ処理券は、一定年数（5年程度）利用可能とします。
乳児シールの取扱い	乳児シールは、一定年数（5年程度）利用可能とします。
ボランティアや障がい者等の対応	ボランティアや障がい者等には、ごみ袋の一定枚数の配布を検討します。

### ② もえないごみ

課題	対応案
もえないごみに分類されるごみの大きさが変わる	排出できるごみの大きさなどの情報を十分説明します。
袋というごみが増える	現在は、基本的に集積所にそのまま排出するため、袋というごみが新たに発生します。
大型ごみの増加懸念	規定の袋に入らないものはすべて大型ごみになるため、大型ごみの増加が想定されます。

### ③ 資源ごみ

課題	対応案
排出からリサイクル処理に至るまで関係者が袋に入れることを想定していない	関係するすべての人が処理方法を理解する必要があります。
有料化の情報が少ない	有料化の実施市町村が少ないため、時間をかけて制度設計する必要があります。



### (3) 本市において有料化の対象とするごみの種類

県内市町村の有料化の現状を踏まえ、本市の有料化の対象は、以下のとおりとします。

- ① もえるごみ
- ② もえないごみ

#### (4) 手数料の負担について

本市のごみ処理に係る経費と県内市町村の手数料を勘案し、市民に負担していただく処理手数料を以下のとおり算定しました。

県内市町村の手数料を参考に一袋当たり50円とした場合には、もえるごみと、もえないごみに係る経費全体の約12.6%を負担していただくことになります。

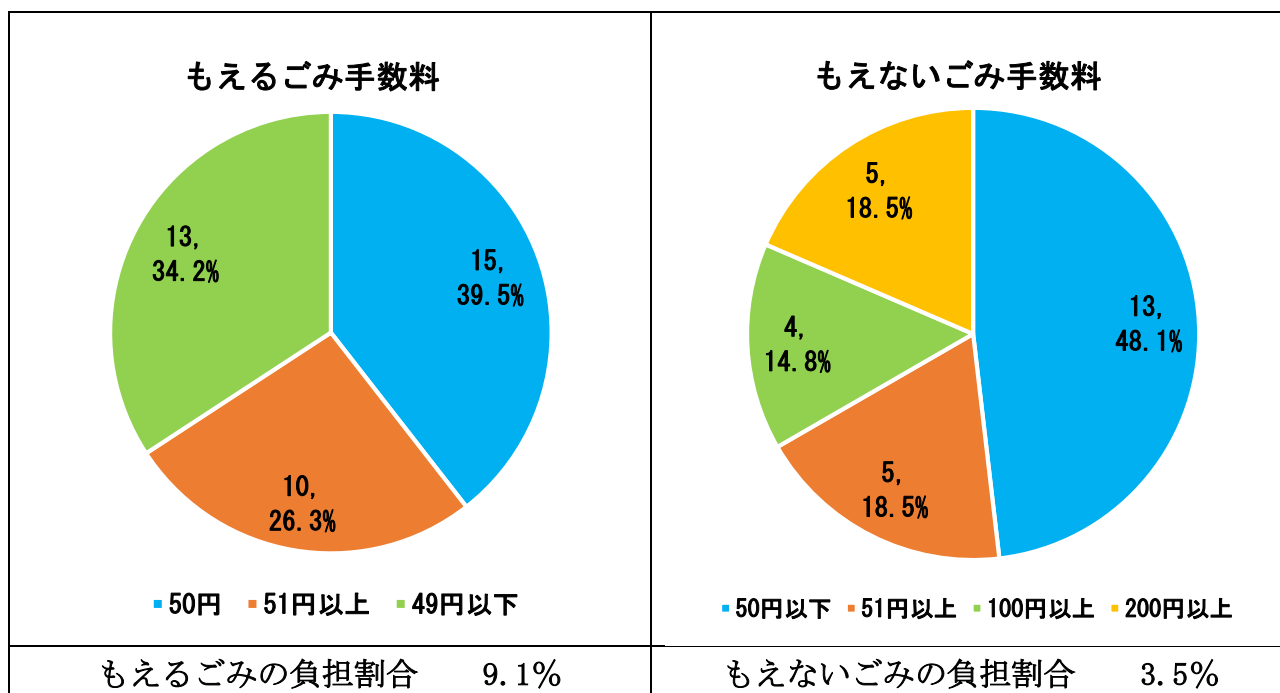
また、収入見込み試算額は、以下のとおり201,754千円になります。

#### 〔本市のごみ処理に係る経費〕

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
合計	1,555,733	1,684,512	1,687,372	1,642,539
もえるごみ収集費	396,313	393,871	399,004	396,396
もえるごみ処分費	772,379	898,109	894,292	854,927
負担金等（西濃環境）	118,209	117,142	106,818	114,056
小計	1,286,901	1,409,122	1,400,114	1,365,379
もえないごみ収集費	120,585	119,825	121,405	120,605
もえないごみ処分費	—	—	—	—
負担金等（西南濃粗大）	148,247	155,565	165,853	156,555
小計	268,832	275,390	287,258	277,160
単価（円）				
もえるごみ（10kg）	515	565	562	547
もえないごみ（10kg）	1,655	1,344	1,324	1,441

## 〔県内市町村の手数料内訳〕



## ① ごみ排出量（令和元年度実績）

(単位：t)

区分	直営	委託	西濃環境分	合計
もえるごみ	8,335.53	12,783.98	2,822.96	23,942.47
もえないごみ	460.74	676.44	—	1,137.18

## ② 試算結果

区分	収入試算
もえるごみ	23,942.47 t × 1,000 ÷ 6.5kg ≒ 3,683,457袋
	(2,683,457袋 × @50円) + (2,000,000袋 × @30円) = 194,172,850円
もえないごみ	1,137.18 t × 1,000 ÷ 7.5kg ≒ 151,624袋
	151,624袋 × @50円 = 7,581,200円
合計	201,754,050円

※ 1袋あたりのごみ重量は、もえるごみ6.5kg、もえないごみ7.5kgとします。

※ もえるごみは、大袋1袋に対して小袋2袋分として、全体の約1/3を計上します。

## (5) ごみ減量化の効果


大垣市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月改定）では、今後のごみ発生量は、人口減少の影響がある中で、家庭系ごみは、ゆるやかに減少していくとしています。

しかしながら、有料化を実施した場合には、他都市の事例から、約8%の削減を見込むことができます。

令和2年度基準で、ごみの発生量が約8%削減されると、約20,643千円（焼却灰処理委託料や薬品代等）の削減を見込むことができます。

### 〔有料化後5年間のごみの発生量の見込み〕

（単位：t、g）

年度	有料化なし		 約8%の減量 を見込む。 削減額 <u>40,000千円</u>	有料化あり	
	家庭系ごみ	一人一日当たりの総排出量		家庭系ごみ	一人一日当たりの総排出量
令和5年度	26,955	905		24,799	902
令和6年度	26,886	904		24,735	900
令和7年度	26,891	903		24,740	886
令和8年度	26,886	903		24,735	885
令和9年度	26,955	903		24,799	871

## (6) サービスの拡充案

ごみ処理の有料化に伴い、市民アンケート調査結果等から、サービスの拡充を検討します。

### 【サービスの拡充候補一覧】

内容	課題
月に1回程度、土日にクリーンセンターを開所して、持込ごみの受付を実施	人件費が増加します。 西南濃粗大廃棄物処理センターの同時開所が必要になると考えられ、関係市町との調整が必要になります。
ペットボトルの回収を月2回実施	委託料が増加します。
祝祭日の収集実施	人件費、委託料が増加します。

## (7) 料金体系

ごみ処理の有料化を実施した場合の料金体系の案は、以下のとおりです。

## 〔有料化した場合の料金体系（案）〕

種別	取扱区分	改正案	現行
もえるごみ	収集・運搬	有料ごみ袋 (大 50円、小 30円)	無料可燃ごみ処理券 (一定枚数)
			有料可燃ごみ処理券 (150円)
もえないごみ	収集・運搬	有料ごみ袋 (大 50円)	無料

## (8) 有料化に向けての全体スケジュール（案）

## 〔有料化に向けての全体スケジュール（案）〕

年月	内容
令和3年 9月	市行政改革推進審議会「ごみ処理券制度推進事業の見直し」の提言
11月	市廃棄物減量等推進審議会「有料化計画（素案）」の審議
12月	市議会総務環境委員会「有料化計画（素案）」の報告
令和4年 1月	「有料化計画（素案）」パブリック・コメントの実施
3月	市議会総務環境委員会「有料化計画（案）」の報告
	市議会「大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正
4月～	周知説明会
	有料ごみ袋販売店舗募集等
令和5年1月～	有料化実施

## (9) 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（案）

### ① 趣 旨

家庭系一般廃棄物の処理について、世帯ごとに一定枚数無料の可燃ごみ処理券を交付する方式から有料のごみ袋を利用する方式に移行するにあたり、排出方法及び処理手数料を変更するため、大垣市廃棄物の清掃に関する条例について、所要の改正を行います。

### ② 改正点

- 1) 排出方法について無料のごみ処理券方式から有料のごみ袋方式に改正します。
- 2) 処理手数料について改正します。

### ③ 施行期日

令和5年1月1日

### ④ 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(処理手数料等の徴収)</u></p> <p>第14条 市長は、市が行う一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び処分に関し、<u>別表に掲げる廃棄物の種類ごとに同表に定める手数料及び費用を徴収するものとする。</u></p> <p><u>(1)～(3) 削除</u></p>	<p><u>(一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用)</u></p> <p>第14条 市長は、市が行う一般廃棄物の処理及び産業廃棄物の処分に関し<u>手数料及び費用を徴収するものとし、その額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 家庭系一般廃棄物</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 可燃ごみ（イに掲げるものを除く。） 別表第1に定める額。ただし、次条に定める無料可燃ごみ処理券の枚数を超えない部分については無料</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 市長が規則で定める大型ごみ及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器（以下「特定家電」という。） 別表第1に定める額</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 第10条に規定するもの 別表第2</u></p>



改正案	現行
<p>2 前項の手数料及び費用の徴収方法については、規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p><u>第15条 削除</u></p> <p><u>第15条～第18条 略</u> (罰則)</p> <p><u>第19条 詐欺その他の不正行為により、別表に規定する手数料又は費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</u></p> <p><u>第20条 略</u></p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、令和5年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p>2 <u>施行日から令和5年3月31日までの間に限り、改正前の第15条第1項の無料可燃ご</u></p>	<p><u>に定める額</u></p> <p><u>エ ア、イ及びウ以外のもの 無料(2)</u> <u>事業系一般廃棄物 別表第1に定める額</u></p> <p><u>(3) 産業廃棄物 別表第1に定める額</u></p> <p>2 前項の手数料及び費用の徴収方法については、<u>市の規則</u>で定める。</p> <p>3 略 (<u>ごみ処理券の配布</u>)</p> <p><u>第15条 市長は、可燃ごみについて、家族構成等に応じた無料可燃ごみ処理券を配布する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する無料可燃ごみ処理券の配布方法等については、市の規則で定める。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する無料可燃ごみ処理券は、他人に譲渡することができない。</u></p> <p><u>第16条～第19条 略</u> (罰則)</p> <p><u>第20条 詐欺その他の不正行為により、別表第1及び別表第2に規定する手数料又は費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</u></p> <p><u>第21条 略</u></p>

改正案		現行																													
<p>み処理券を貼付した袋（45リットル10キログラムまで）については、改正後の別表の市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）とみなす。この場合において、改正前の第15条第3項の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 施行日から令和11年3月31日までの間に限り、施行日前に納付した改正前の別表第1一般廃棄物の処理等手数料の部家庭系一般廃棄物（動物の死体を除く。）の処理等手数料の款可燃ごみ処理手数料の項及び可燃ごみ処分手数料の項の手数料に係るごみの処理及び処分については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第14条、第19条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>市の取扱いの内容</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般廃棄物</td> <td>(1) 可燃ごみ処理手数料</td> <td>可燃ごみ（(4)及び(5)に該当するものを除く。）の収集、運搬及び処分をするとき。</td> <td>市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）1袋（10キログラムまで）につき50円 市長が指定する可燃ごみ用処理袋（小）1袋（6キログラムまで）につき30円</td> </tr> <tr> <td>(2) 可燃ごみ処分手数料</td> <td>市長が指示する場所に直接搬入された可燃ごみの処分をするとき。</td> <td>10キログラム（10キログラム未満のときは、10キログラムとする。）までごとに100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 不燃ごみ処理手数料</td> <td>不燃ごみ（(4)、(5)及び(6)に</td> <td>市長が指定する不燃ごみ用処</td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の区分	手数料の名称	市の取扱いの内容	額	一般廃棄物	(1) 可燃ごみ処理手数料	可燃ごみ（(4)及び(5)に該当するものを除く。）の収集、運搬及び処分をするとき。	市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）1袋（10キログラムまで）につき50円 市長が指定する可燃ごみ用処理袋（小）1袋（6キログラムまで）につき30円	(2) 可燃ごみ処分手数料	市長が指示する場所に直接搬入された可燃ごみの処分をするとき。	10キログラム（10キログラム未満のときは、10キログラムとする。）までごとに100円		(3) 不燃ごみ処理手数料	不燃ごみ（(4)、(5)及び(6)に	市長が指定する不燃ごみ用処	<p>別表第1（第14条、第20条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>取扱区分</th> <th>徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般廃棄物の処理等手数料</td> <td>家庭系一般廃棄物（動物の死体を除く。）の処理等手数料</td> <td>市が収集、運搬及び処分するとき（大型ごみ及び特定家電を除く。）</td> <td>無料可燃ごみ処理券の枚数を超えるものにつき1袋（45リットルまで）又は10キログラム（10キログラム未満のときは、10キログラムとする。）までごとに150円</td> </tr> <tr> <td>可燃ごみ処分手数料</td> <td>市長が指示する場所に直接搬入されたものを焼却処分するとき</td> <td>無料可燃ごみ処理券の枚数を超えるものにつき1袋（45リットルまで）ごとに150円。ただし、袋によらない場合は、10キログラム（10キログラム</td> </tr> </tbody> </table>				種別		取扱区分	徴収額	一般廃棄物の処理等手数料	家庭系一般廃棄物（動物の死体を除く。）の処理等手数料	市が収集、運搬及び処分するとき（大型ごみ及び特定家電を除く。）	無料可燃ごみ処理券の枚数を超えるものにつき1袋（45リットルまで）又は10キログラム（10キログラム未満のときは、10キログラムとする。）までごとに150円	可燃ごみ処分手数料	市長が指示する場所に直接搬入されたものを焼却処分するとき	無料可燃ごみ処理券の枚数を超えるものにつき1袋（45リットルまで）ごとに150円。ただし、袋によらない場合は、10キログラム（10キログラム
廃棄物の区分	手数料の名称	市の取扱いの内容	額																												
一般廃棄物	(1) 可燃ごみ処理手数料	可燃ごみ（(4)及び(5)に該当するものを除く。）の収集、運搬及び処分をするとき。	市長が指定する可燃ごみ用処理袋（大）1袋（10キログラムまで）につき50円 市長が指定する可燃ごみ用処理袋（小）1袋（6キログラムまで）につき30円																												
	(2) 可燃ごみ処分手数料	市長が指示する場所に直接搬入された可燃ごみの処分をするとき。	10キログラム（10キログラム未満のときは、10キログラムとする。）までごとに100円																												
	(3) 不燃ごみ処理手数料	不燃ごみ（(4)、(5)及び(6)に	市長が指定する不燃ごみ用処																												
種別		取扱区分	徴収額																												
一般廃棄物の処理等手数料	家庭系一般廃棄物（動物の死体を除く。）の処理等手数料	市が収集、運搬及び処分するとき（大型ごみ及び特定家電を除く。）	無料可燃ごみ処理券の枚数を超えるものにつき1袋（45リットルまで）又は10キログラム（10キログラム未満のときは、10キログラムとする。）までごとに150円																												
	可燃ごみ処分手数料	市長が指示する場所に直接搬入されたものを焼却処分するとき	無料可燃ごみ処理券の枚数を超えるものにつき1袋（45リットルまで）ごとに150円。ただし、袋によらない場合は、10キログラム（10キログラム																												

改正案				現行			
		料	該当するものを除く。)の収集、運搬及び処分をするとき。	理袋1袋(10キログラムまで)につき50円			未満のときは、10キログラムとする。)までごとに100円
		(4) 大型ごみ処理手数料	大型ごみの収集、運搬及び処分をするとき。	1点につき1,670円以内で規則で定める額	大型ごみ処理手数料	市が申込みにより、大型ごみを各戸ごとに収集、運搬及び処分するとき	1点につき1,670円以内で規則で定める額
		(5) 特定家電運搬手数料	特定家電の収集及び運搬をするとき。	1点につき3,140円	特定家電収集運搬手数料	市が申込みにより、特定家電を各戸ごとに収集及び運搬するとき	1点につき3,140円
		(6) 埋立処分手数料	市長が指示する場所に直接搬入された第10条の廃棄物の埋立てをするとき。	最大積載量が1トン未満の車につき1,250円 最大積載量が1トン以上の車につき1トン(1トン未満のときは、1トンとする。)までごとに2,510円	事業系一般廃棄物の処分手数料	市長が指示する場所に直接搬入されたものを焼却処分するとき	10キログラム(10キログラム未満のときは、10キログラムとする。)までごとに100円
	事業系	(7) 可燃ごみ処理手数料	可燃ごみの収集、運搬及び処分をするとき。	1袋(45リットル10キログラムまで)150円	第12条に規定する産業廃棄物の処分費用	市長が指示する場所に直接搬入されたものを焼却処分するとき	10キログラム(10キログラム未満のときは、10キログラムとする。)までごとに150円
		(8) 可燃ごみ処分手数料	市長が指示する場所に直接搬入された可燃ごみの処分をするとき。	10キログラム(10キログラム未満のときは、10キログラムとする。)までごとに100円			
産業廃棄物		(9) 産業廃棄物処分費	市長が指示する場所に直	10キログラム(10キログラム			

改正案				現行		
	用	接搬入された第12条の廃棄物の処分をするとき。	未満のときは、10キログラムとする。)までごとに150円			
備考1 「大型ごみ」とは、市長が規則で定めるものをいう。				別表第2 (第14条関係、第20条関係)		
2 「特定家電」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する特定家庭用機器をいう。						
				種別	取扱区分	徴収額
				第10条に規定する家庭系一般廃棄物の処分手数料	市長が指示する場所に搬入されたものを埋立処分するとき	最大積載量が1トン未満の車 1,250円 最大積載量が1トン以上の車は1トンにつき 2,510円 (1トン未満の端数は1トンとする)

**(10) その他の検討事項****① 市民への周知方法の検討**

- 1) 市民説明会（自治会長会議や出前講座等）の実施
- 2) 広報おおがきや市ホームページの活用
- 3) チラシ等での啓発 等

**② 減免規定等の検討**

- 1) ボランティア（自治会、清掃活動団体等）
- 2) 障がい者
- 3) 生活困窮者 等

**〔県内の実施状況〕**

区分	ボランティア	障がい者等
実施	30	9
未実施	4	25

**③ 不適正処理（不法投棄等）対策の検討****④ 減量化、リサイクル施策の検討 等**

## 9 おわりに

ごみの減量化は、最も身近で深刻な環境問題ですが、身近であるがゆえに一人ひとりの意識や取り組みが非常に大切でもあります。

かけがいのない地球環境を次世代に引き継ぐことは、今を生きる私達の責務でもあります。

世界では、平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

本市でもSDGsを積極的に進めていく中、すべての市民とともに取り組むことができるのがごみの減量化です。

ごみ処理の有料化は、ごみを排出するすべての人に負担をお願いするものですが、市民一人ひとりがごみ問題に対する意識を高め、排出者責任を再認識することにより、ごみの減量化を図り、市の施策との相乗効果で、環境問題全般に対する意識の高揚を図る機会にもなります。

ごみ処理の最適な状況は、環境の変化により見直されなければなりません。

本市においても、定期的にごみ処理施策の見直しを行い、常にごみの減量効果を持続させていくことが重要です。

## 大垣市家庭系ごみ有料化計画

令和4年3月

発行 岐阜県大垣市生活環境部

編集 クリーンセンター

岐阜県大垣市米野町3丁目1番地1

電話 (0584) 89-4124